



2009もとみや ビールフェスタ

日時：7月25日(土)・26日(日)
午前11時～午後8時
場所：みずいろ公園

地元産品を使った美味しいごちそうを食べながら、
楽しくビールを飲みませんか！

お得です！
前売り券

【前売り券見本】



チケット販売については、各戸配布しますチラシ
をご覧ください。か、本宮市観光物産協会へお問い
合せください。

●チケット価格 飲食代は、チケットでのお支払いとなります。

| 種別 | 単位 | 販売価格 | 内訳 |
|------|------|--------|-----------------------------------|
| 前売り券 | 1セット | 2,000円 | 100円券：16枚 200円券：4枚 (合計2,400円分) |
| 当日券 | 1セット | 2,000円 | 100円券：20枚 |

豪華景品が当たる抽選券(番号)が付いています。

【問い合わせ先】

Mot.Com もとみや ☎63-0008
本宮市観光物産協会 (市役所商工労政課内) ☎33-1111

アメリカのキルトコンテストで 第1位を獲得



アメリカの二大キルトコンテストのひとつ「アメリカン キルターズ ソサエティ」で、渡辺真弓さん(本宮字栄田)の作品が、ラージウォールキルト・ハンド

キルト部門の第1位に輝きました。このコンテストには、アメリカ48州のほか11カ国から709点の応募があり、16部門に別れて審査が行われました。受賞が決まったときは、「入賞するとは思っていませんでしたので、喜ぶというより驚きでした」とのこと。今後は、今まで以上にデザイン・配色・技術の全てにおいて、自分自身が納得のいくキルトを作りたい」と話されています。



▲アメリカの授賞式で展示されたときの様子。制作日数2年、サイズ200cm×200cmの大作です。

行政に関する悩みや苦情は お気軽にご相談を 本宮市の行政相談委員

本宮市の行政相談委員に、藤井 剛さんと井上 進さんの2名が総務省より再委嘱を受けました。任期は4月1日から2年間です。行政相談委員は、市役所や、NTTなどの特殊法人の仕事に関して、無料で相談を受け付けています。



藤井 剛さん
住所：長屋字浦門42
電話：44-2243



井上 進さん
住所：本宮字馬場12
電話：33-2505

毎月、下記のとおり相談に応じています。また、相談は、自宅でも応じています。

- 毎月第2水曜日 (午前9時～11時30分)
場所：社会福祉協議会 (本宮字馬場)
- 毎月1日 (午前9時～11時30分)
場所：白沢老人福祉センター (和田字石上)

シリーズ

「未来に輝くまちづくり」(12)



本宮市長 佐藤嘉重

営面や事業内容の充実を図ります。

また、白沢地区におきましては、白沢公民館の東側、市産業センター跡地に「白沢総合支所新庁舎」を建設中です。

市民の皆さんの健康づくりと、福祉や子育て支援の拠点施設として、県立本宮診療所跡地に、「本宮市民元氣いきいき応援プラザ」の建設を進めています。

この施設は、本宮診療所廃止に伴う代替施設整備のために、県から交付される8億円で建設するもので、本年10月1日にオープンします。小さなお子さんから高齢の方まで、気軽に利用することができ、皆さんの交流広場としても大いに活用していただきたいと思います。

6月に、この施設の愛称を募集しましたところ、たくさんのご応募が寄せられました。今後、皆さんに親しまれる愛称を決定させていただきますとともに、全国に誇れる施設となるよう、運営を基本として、第一次総合計画に基づく諸施策を計画的に進めながら、地域の活性化による市全体のバランスある発展を目指して、努力してまいります。

将来的に安定した財政運営を基本として、第一次総合計画に基づく諸施策を計画的に進めながら、地域の活性化による市全体のバランスある発展を目指して、努力してまいります。

昔から伝えられたり

蔵などから新たに発見された 古式銃砲や美術刀剣類は登録が必要です

銃砲や刀剣類は原則として所持することはできませんが、美術品もしくは骨とう品として価値のあるものは、都道府県教育委員会に登録することにより所持することができます。なお、登録、所有者変更、再交付申請等の手続きを怠ると不法所持となりますので、速やかに手続きを行ってください。

未登録の銃砲刀剣類を 発見した場合

①発見届出をしてください

未登録の銃砲刀剣類を発見したときは、まず最寄りの警察署に「発見届」をしてください。

②登録手続きの案内がきます

警察への発見届が済むと、福島県教育委員会(県教育庁文化財課)から、届出をされた方に登録審査会の案内がきます。

③登録審査を受けます

登録審査会の案内がきたら、速やかに審査を受けてください。手数料は、1件につき6,300円で、福島県収入証紙で納入します。

所有者が変わった場合

新しい所有者が20日以内に、

「所有者変更届出書」を登録証を発行した都道府県教育委員会へ提出してください。

登録証を紛失した場合

「遺失物届」を所轄の警察署に提出してからの、「登録証再交付申請書」を登録証を発行した都道府県教育委員会へ提出し、審査を受けてください。手数料は、登録証を発行した都道府県収入証紙で納入します(福島県の場合は3,500円)。

貸付や保管委託をする場合

20日以内に、「貸付又は保管委託届出書」を登録証を発行した都道府県教育委員会へ提出してください。また、貸付等が終了した場合は、速やかに「貸付け又は保管委託終了届出書」を提出してください。

◆問い合わせ先

福島県教育委員会(文化財課)
☎024-521-7787